

進路の手引き

令和5年度改訂版



姫路市立書写養護学校

保存版

I 教育目標

校訓 明るく 正しく たくましく

学校教育目標 『児童・生徒の自立と社会参加に向けた
生きる力を育む』
～ 一人一人の「生命」輝く学び舎に ～

II キャリア教育の目標

〈小学部〉

クラス学習・給食時間・居住地校交流・校外学習など、人との出会いや触れ合う経験を通して、一緒に学び生活する楽しさや喜びを味わい、より多くの人と信頼関係を築くことができる児童を育成する。

〈中学部〉

小学部で培った人との信頼関係を土台に、コミュニケーション能力を向上させるためにいろいろな経験を積極的に積み、自分でできることを広げ、新しい環境に主体的に適應できる生徒を育成する。

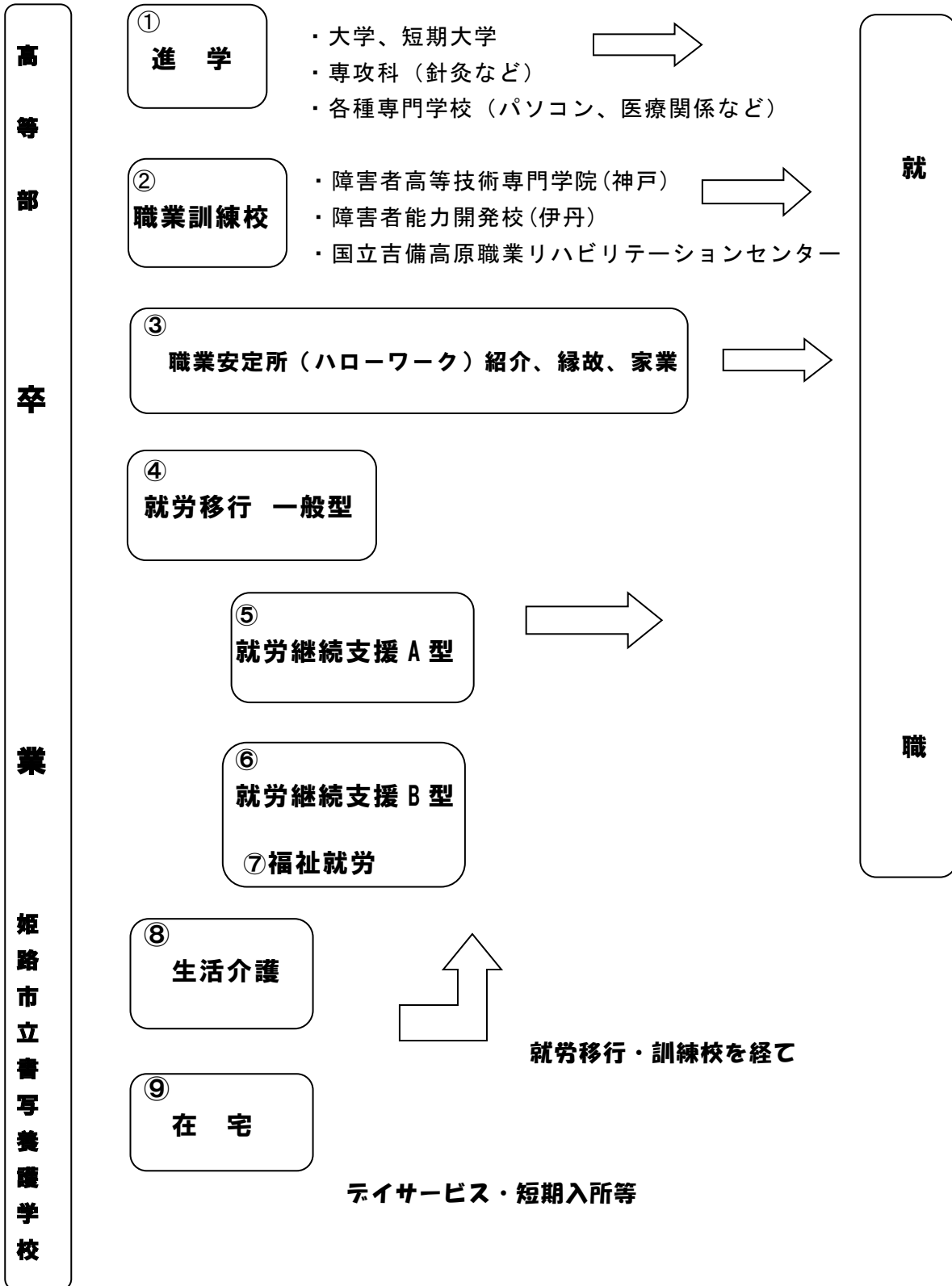
〈高等部〉

障がいの種別や程度にかかわらず、

- ・自分で決め自分で選ぶことができるようになることを目標に、生活全体の中で自分の気持ちを表現（ことばで、表情で、視線で、身体で）できる生徒を育成する。
- ・周りの人の援助を受けながら、自分の持っている力を十分に発揮できる生徒を育成する。
- ・楽しく生きがいとなるような余暇の利用ができるよう、いろいろなものに興味や関心を持てる生徒を育成する。

Ⅲ 卒業後の進路について

高等部卒業後、下の図のような進路が考えられます。生徒と保護者の希望で決定する進学の場合と生徒と保護者の希望をもとに行政と相談しながら決定する就労や福祉サービスの利用場合があります。



① 【進学】

卒業後、すぐに職業をめざすのではなく、学習の期間を延長する目的で進学を希望することができます。入学には、試験を受ける必要があります。卒業してからさらに訓練校へ進学、就労移行支援を受けることも可能です。大学の場合は単位認定が必要になります。（高等部：高校履修クラスのみ可能）

② 【職業訓練校】

卒業後にさらに職業能力をつけるために身体障害者と知的障害者に、就職に必要な専門の知識・技術、資格を身につける訓練校に進学することができます。入学には、学力試験・作業検査・面接などがあります。訓練期間は1年になります。訓練期間中は、訓練給付金を受けながらになりますので諸経費3～4万円程度が必要になります。

③ 【職業安定所（ハローワーク）紹介、縁故、家業】

卒業後、すぐに就職するのに、ハローワークの紹介や縁故を頼って仕事を始めることもあります。

④ 【就労移行支援（一般型）】

卒業後就労を希望する65歳未満の障がいがある方に対して、生涯活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。実習、職場探しを通じて適性にあった職場への就労が見込まれます。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。利用期間は2年間です。

⑤⑥ 【就労継続支援A型・B型】

就労移行支援を受けて2年間の利用期間内に一般企業への就職が難しいと判断された場合に、就労継続支援A型もしくは、就労継続支援B型へ進みます。就労継続支援A型は、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。事業所での作業を通じて、知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行います。月に6万円程度の賃金を受けることが可能です。就労継続支援B型は、年齢や体力面で一般就労が難しい人を対象とし、内容と働き方に応じて賃金が数千円から2万円程度までと多様です。

⑦ 【福祉就労】

卒業後すぐに就労継続支援B型での施設で働くことをめざします。また利用するためには、就労アセスメントを受ける必要があります。自己の能力・適性を判断しながら、希望する施設を決めていくことが必要です。（高等部：福祉就労クラスに所属することが望ましい）

⑧ 【生活介護】

創作活動や機能訓練などを行い、生きがいを高めることを目的とします。（高等部：自立支援クラスもしくは生活支援クラスに所属することが望ましい）

⑨ 【在宅】

希望する福祉施設に恵まれなかった場合など、在宅にてホームヘルプサービスなどを受け、また、同時に短期入所や日中一時支援を活用しながら、時間をかけて支援を受ける福祉施設を選択する手段もあります。

IV 進路指導について

1. 進路指導とは・・・

進路指導とは、ただ単に学校卒業後の進路先を決定するためだけの指導ではありません。児童・生徒一人ひとりの発達段階や発達課題に合わせ、卒業時を見据えて行う「個々の生き方や生活についての指導や援助」です。つまり、“児童・生徒一人ひとりが、社会の一員として“いかに生きていくか”、“人生の主人公としてより豊かに生きていくために必要な力は何か”などを考え、学校卒業後の生活を決定していくことを指導・援助することです。

進路を考えていく主体は児童・生徒本人と保護者ですが、「生徒と保護者は将来どんな生活をしたと考えているか、希望しているか」などを家庭と学校がよく話し合い、できる限りの努力を一緒にしていきます。また近年、児童・生徒の障がいは、医療的なケアを必要とするなど重度重複化、また多様化しています。その上、施設不足など社会状況に大変厳しいものがあります。保護者と学校が連携を図りながら、適切な進路指導を行っていきたいと考えています。

2. 進路指導の目的

- ①毎日の積み重ねの指導によって、児童・生徒が自からできる力（自立する力）や、たくましく生きる力を育てる。
- ②いろいろな場面で「自分で決める力」「自分で選べる力」を育てる。
- ③社会の一員として生活の充実を目指し、障がいの状況、能力、適正などを正しく認識して、一人ひとりに応じた進路を共に考える。

3. 進路指導から見た学校生活

進路指導は、各教科、生活単元学習、遊びの指導、自立活動、日常生活の指導、行事など学校生活全体を通して指導される場合と、「将来、社会生活を行う上でぜひ必要なもの」という観点から指導される場合（例えば、施設への通所指導など）などがあります。

どの学部でも周りの人との関わりを大切にしながら、自分で表現できる児童・生徒の育成を目指しています。各学部の進路指導の観点をまとめました。

小学部・・・学校教育の出発点である小学部では、差し迫った進路指導の時期ではありませんが、長期的に進路を見据えた取り組みが必要です。一人ひとりの障がいや状況をしっかり把握し、個性や自分の好きなこと、やりたいことを大切にしながら、いろいろな可能性を見つけていくことが大切です。また、対人関係を含めて情緒の安定を図り、みんなと安心して生活していく力を育てることも大切です。

中学部・・・将来に向けた生活を少しずつ具体的に考えていくことが大切です。小学部で取り組んだことを土台に、自分がより主体的な生活を送るために必要な支援・援助は何かを考えていきましょう。小学部の時より、社会的・職業的体験をする学習活動を増やし、社会に目を向け、社会との関わりを意識していくことが必要な時期です。

高等部・・・卒業後の生活を具体的に考え、現実的な選択をしなければならない時期です。社会的な体験や経験をしたり、施設などの体験実習をしたりする中で、より充実した生活を組み立てていきます。そのためには、多くの

人と交わることや、自分で決めたり、自分で選んだりする経験や機会を増やすことも大切です。また、福祉制度を理解し、活用できる力も必要となります。

また全学部を通して、毎日学校へ通える体力と健康を身につけること、身辺自立と基本的生活習慣の向上についても、個々の実態に応じて可能な限り自分の力でできることを増やしていくことが大切です。

4. 進路指導における家庭の役割

進路指導の取り組みは、学校だけでなく家庭との連携も大切です。家庭の役割として、次のことが考えられます。

①生活の基盤

家族は社会生活をしていく上で、基本となり一番安心できる集団です。子どもたちは存在感（居場所）や愛情を感じることで、人に対する信頼感が養われ、情緒の安定も図られます。

②成長への支援

子どもたちはいろいろな可能性を持っています。初めから無理だとあきらめたり、必要以上に介助しがちになったりしますが、子どもの気持ちを大切に、時間をかけてゆっくりじっくり取り組んでいきましょう。

③社会への啓発

卒業後は、学校という枠から社会という生活範囲になります。いろいろな場所で、いろいろな人と触れ合って、理解を得ていくことが大切です。

④進路開拓に関する活動への参加

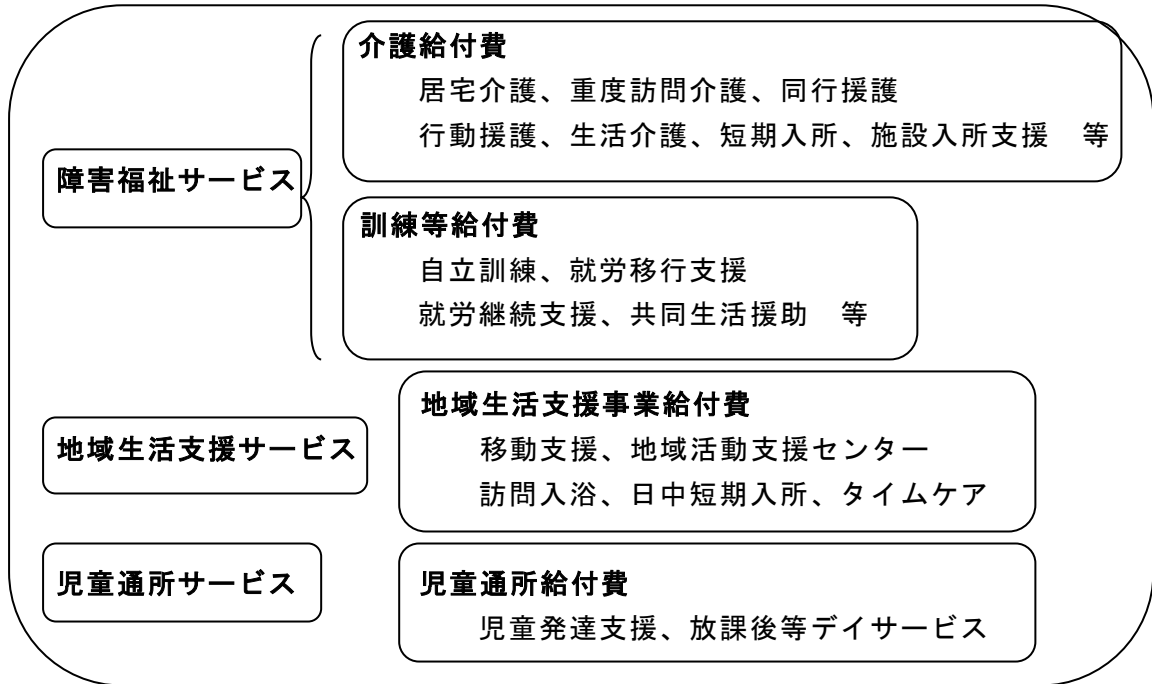
卒業後の進路は、事業所の空き状況などもあり、希望通りにいかない場合もあります。行政機関や各施設への働きかけ、学校との連携、保護者同士の連携などいろいろな方向から進めていくことが必要となります。

V 進路に関わる取組

高等部では、卒業後に向けて事業所に「進路体験」を実施しています。生徒・保護者の意向を尊重しつつよりよい進路先が選択できるように取り組んでいきます。

4月	「進路調査票」（全児童生徒対象）提出・集約
5月	進路保護者説明会（全保護者対象） 高等部1年生保護者対象「ふぁ～すと・ステップ」説明会
6月上旬	進路体験希望調査（高等部全学年対象）
7月下旬	高等部進路体験開始（～11月上旬まで） ○1年生対象「ふぁ～すと・ステップ」 「書写・広畑障害者デイサービス」「障害者支援センター」「えぶりい」の事業所の中で1か所1日進路体験をし、振り返りをする。 ○2年「せかんど・チャレンジ」2つの事業所を1日体験する。 ○3年「さーど・トライ」5つ程の事業所を1日体験する。 *就労継続支援B型の事業所は、3～5日体験実習をする。
9月中旬	中学部「トライやる・ウィーク」
11月上旬 下旬	進路体験終了→体験をもとに各家庭で検討 進路希望調査表提出（高等部3年生）
12月上旬	進路希望先（事業所）に学校から報告
1月～2月	進路決定 各家庭に連絡 （各家庭で相談支援事業所に連絡） 結合実習 3年生で就労継続支援B型に進む人は、希望事業所に、1週間
3月中旬 ～下旬	実習をする。事業所調整 障害福祉サービス受給者証発行 各家庭で契約・事業所に引き継ぎ
4月	事業所利用

VI 障害福祉サービスの種類



【介護給付】

日常生活を営む上で、介護の必要な方に支援を提供します。

居住介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴・排泄・食事などの身体介護、調理・洗濯・掃除などの家事援助、通院介助、車いす等への乗り降り介助など行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対し、居宅における入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動中の介護を総合的に提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供をするとともに、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行っている方の病気その他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴・排泄・食事などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴・排泄・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。
施設入所施設	施設に入所する人に、主として夜間において、入浴・排泄・食事などの支援を行います。

【訓練等給付】

障害者の適性に応じた明確な目的の達成のために、自立した生活を営むための訓練、就労に向けた訓練や機会の提供等の支援を行います。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【児童通所支援給付】

支援の必要な児童につき、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適正訓練等を行います。

児童発達支援	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活に必要なスキル（日常生活動作）の獲得や、認知発達コミュニケーション、集団生活への適応訓練などの支援を受けることができます。
医療型児童発達支援	医療型は福祉型のサービスに加え、治療も行う施設ですが、具体的には上肢や下肢、および体幹機能に障害を持った児童に対して治療や児童発達支援を行います。また、理学療法によるトレーニングや医療的管理に基づいた支援を提供します。
放課後等デイサービス	就学している児童が、放課後や休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の集団生活を営む施設等に通う児童が、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

【地域生活支援事業】

姫路市が地域の実態に応じて障害者等の自立支援のために行う事業です。

移動支援	野外での移動が困難な人について、円滑に外出することができるよう移動のための支援を行います。
地域活動センター	創作、生産活動、地域交流など、地域生活を支える多様なサービスを行っています。
日中短期入所	居宅において介護を行っている方の疾病等により介護者が不在となる場合に、施設等に日帰りで入所させ、入浴・排泄・食事などの支援を行います。
タイムケア	小学校・中学校・高校に在籍している児童に対して、下校後に活動する場を確保するとともに、児童を持つ家庭の就労支援と一時的休息を目的としています。
訪問入浴サービス	在宅での入浴に支障がある人に対して、実施しています。

福祉ホーム	諸事情により、現に住居を求めている人につき、低額な料金で、居室その他の設備と日常生活に必要なサービスを提供することにより地域生活を支援します。
-------	---

Ⅶ 関係機関と施設の一覧

1 関係機関 市役所、町役場（福祉課）

	郵便番号	所在地	TEL	FAX
姫路市役所	670-8501	姫路市安田4丁目1番地1階	079-221-2454	079-221-2374
香寺支所	679-2144	姫路市香寺町中屋14	079-232-0001	079-232-4845
夢前支所	671-2192	姫路市夢前町前之庄2160	079-336-0001	0793-336-3385
安富支所	671-2401	姫路市安富町安志1151	0790-66-2300	0790-66-3884

（ハローワーク）公共職業安定所

	郵便番号	所在地	TEL	FAX
姫路	670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-8609	079-222-8611
大手前庁舎	670-0902	姫路市白銀町50	079-222-4511	079-222-4790

こども家庭センター

	郵便番号	所在地	TEL	FAX
姫路	670-0092	姫路市新在家1-1-58	079-297-1261	079-298-1895

社会福祉協議会

	郵便番号	所在地	TEL	FAX
姫路市	670-0955	姫路市自治福祉会館内	079-222-4212	079-222-4256
香寺事務所	679-2155	姫路市香寺町矢田部725	079-232-8221	079-232-6019
夢前事務所	671-2103	姫路市夢前町前之庄2160	079-336-2515	079-336-3969
安富事務所	671-2401	姫路市安富町安志1151	0790-66-3410	0790-66-3411

2 その他の団体 障害者の福祉向上を図り、各障害者団体等の調整をし、各種事業を実施する

団体名	所在地	TEL
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市安田三丁目1番地 総合福祉会館 2F	224-9687
NPO 姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市安田三丁目1番地 総合福祉会館 3F	285-4810
NPO えんじえる会	姫路市大津区天満 984-1 えんじえる共同作業内	236-1078
姫路作業所連絡会	姫路市北条宮の町 674-3	222-2557

上記の団体は一部です

VIII 過去5年間の進路状況

年 度 (令和)		元年	2年	3年	4年	5年
進 路 先\卒業生数		1	7	5	12	4
⑧生活介護	重度障害者活動支援センター えぶりい		①		①	
	姫路市立書写障害者 デイサービスセンター					
	姫路市立広畑障害者 デイサービスセンター				①	
	聖マリア病院 ルルド生活介護 まりあ			①	②	
	三愛園		②	②	④	
	CHIAKI ほおずき姫路辻井		①		①	①
	デイサービスあ・み・ず		①	②	④	①
	絆の部屋				①	
	わかば			①	1 ①	
	CIL ひめじ つばき工房		①			
	すみよし			①		
	はるみ		1 ①	③	1 ④	1
	花りん		④	②	⑤	①
	REN-蓮-		②	①	②	②
	はりま自立の家		①			
るり				①	①	
えんじえる会		1				
⑥就労継続支援 B 型	ばすてる (就労 B 型)			1		
	ひびき de ほっと(就労 B 型)	1				
④就労移行 一般型	就労移行支援ハンズ姫路				1	
⑨在宅	在宅					1

* 上記は卒業時の進路先です。○数字は、1人が複数の施設を利用している数です。

本校生徒の進路先・進路体験事業所一覧

事業所名	送迎	入浴	利用日	医ケア	その他
生活介護					
姫路市立重度障害者活動支援センター えぶりい 姫路市増位新町2丁目37 288-7122	○		月～金	有り	市外不可
姫路市立書写障害者デイサービスセンター 姫路市書写台2丁目7番地 267-2636	○	○	月～金	軽度有	市外不可居住地 分け(姫路北部)
姫路市立広畑障害者デイサービスセンター 姫路市広畑区正門通3丁目2番地2 239-1888	○		月～金	軽度有	市外不可居住地 分け(姫路南部)
聖マリア病院ルルド館 生活介護まりあ 姫路市仁豊野650 265-5161	○	○	月～金	有り	入所・短期入所
障害者支援施設 三愛園 姫路市打越1340番地6 266-1485	○	○	月～土	軽度有	日中短期入所
有限会社 ポラリス悠 姫路市実法寺100-1 268-7778	○	○	月～土	有り	放課後デイも併 設(姫路市石倉)
デイサービス あ・み・ず 姫路市書写2478 268-0222	○	○	月～日	軽度有	放課後デイも併 設
CHIAKIほおずき姫路辻井 姫路市辻井1丁目2番32号 294-9566	○	○	水曜以 外 土・祝も	軽度有	市外・林田・安 富・家島は、不可
デイサービスオーリョク青山 姫路市青山1-22-5 267-6311	○	○	月～金	軽度有	
多機能事業所 花りん 姫路市上手野239番地1 262-9510	○	○	月～土	有り	放課後デイも併 設
生活介護事業所 REN-蓮一 姫路市土山4丁目4-26 269-9571	○	○	休/日祝 祭日	軽度有	
生活介護 はるみ宮前 姫路市八代宮前町875番地1 260-7396	○	○	月～日	有り	
みどり福祉会 わかば 相生市若狭野町雨内字芋谷800-141 0791-28-1613	○	○	月～金	有り	相生市・たつの 市・太子町
はりま自立の家 一宮町伊和872番地42 0790-72-2135	○	○	月～日		
CILひめじ つばさ工房 姫路市西駅前町88キャスパ 226-2388	○		月～金		就労継続B型に 近い生活介護
生活介護 るり 姫路市飾磨区妻鹿211 229-9215	○		月～日	有り	

就労継続支援B型	送迎	入浴	利用日	医ケア	その他
C I Lひめじ りぷるす 姫路市白国1丁目2-15 コーポあまの 224-1398			月～金		生活介護も併設
ひびき de ほっと 姫路市飾東町庄 229-1 252-8488	○	○ 生活介護	月～金		生活介護も併設
障害福祉サービス事業所 くるみ 姫路市飾磨区清水3丁目34番地 280-2953			月～金 2・3・4 土		
ぱすてる 姫路市広畑区西夢前台7丁目49 287-8005	○		月～金 月2土		

就労移行支援事業所	送迎	入浴	利用日	医ケア	その他
姫路市立かしのきの里 姫路市打越1352番地6 267-0202					就労支援B型も併設
姫路市立障害者支援センター 姫路市保城309番地1 282-2384					就労支援B型も併設
ハンズ姫路 姫路市西駅前88 282-8866			月～金		
LITALICO ワークス姫路 姫路市東駅前町96-1 サウス・ワンビル 266-8011			月～金		

* ○印でも毎回利用可能ではない事業所もあります。

○「WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイト」では、全国の障害福祉サービス等事業所を住所や名称などから検索し、事業所のサービス内容、従業者、利用料に関する事項などの基本的な情報のほか、事業所運営に関する情報を閲覧することができます。

⇒「WAM NET」で検索してください。

○R5年3月1日現在の「指定障害福祉サービス事業所・指定児童通所支援事業所・指定地域生活支援事業所一覧」を別紙でお渡ししていますが、定期的に更新されていますので、その後の更新は姫路市役所のホームページをご覧ください。

* 姫路市役所のホームページより

障害福祉課→【指定障害福祉サービス事業所・指定児童通所支援事業所・指定地域生活支援事業所一覧】をダウンロードしてください。